

## 今後の検討事項とスケジュール

平成26年5月

特許法等の一部を改正する法律については、5月14日に公布されたところ、公布から施行日までの期間が短い、地域団体商標の登録主体の拡充について早急に検討をする必要がある。

### 1. 制度改正に伴う検討事項

#### (1)新しいタイプの商標の保護の導入

「動き」、「ホログラム」、「輪郭のない色彩」、「位置」、「音」の商標について、以下の項目について必要な商標審査基準を整備する。

- ①商標の特定方法
- ②登録要件、不登録事由
- ③商標の類否

#### (2)商標制度における地域ブランド保護の拡充

##### ①地域団体商標の登録主体について

商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（NPO法人）並びにこれらに相当する外国の法人を、新たに地域団体商標の登録主体として認めることに伴い、商標審査基準を整備する。

##### ②地域団体商標の周知性について

地域団体商標の構成、その商品・役務の種類、その商品・役務の取引慣行、取引者・需要者層、地域の実情等をより考慮した上で、周知性の判断を行うことができるよう、商標審査基準を整備する。

#### (3)パリ条約第6条の3への対応の在り方

商標法第4条第1項第3号について、国際機関と関係があると誤認させるおそれのない商標等を本号の対象から除外することに伴い、商標審査基準を整備する。

### 2. 既存の商標審査基準の見直し

ユーザーへの内容のわかりやすさ・明確化等の観点から、既存の商標審査基準の見直しを継続的に行う。

### 3. スケジュール

- 第1回 ○昨日の商標を取り巻く状況の変化について  
(4/25) ○基準WGの今後の進め方

第2回 ○地域団体商標の登録主体の拡充及び周知性に関する見直し  
(5/21)

第3回 ○地域団体商標の登録主体の拡充及び周知性に関する見直し  
(6/3) ○新しいタイプの商標に関する見直し（特定方法、識別性、類否）

第4回 ○地域団体商標の登録主体の拡充及び周知性に関する商標審査基準改定案の決定  
○新しいタイプの商標に関する見直し（特定方法、識別性、類否）

第5回 ○新しいタイプの商標に関する見直し（特定方法、識別性、類否）  
○パリ条約第6条の3への対応の在り方に関する見直し

第6回 ○新しいタイプの商標の商標審査基準改定案の策定  
○パリ条約第6条の3への対応の在り方に関する商標審査基準改定案の策定

第7回 ○新しいタイプの商標の商標審査基準改定案の決定  
○パリ条約第6条の3への対応の在り方に関する商標審査基準改定案の決定

凡例：■…法律の成立、公布及び施行

### ●…基準WG

## ○…パブリックコメント（パブコメ）

## スケジュール表